

## 障害児の中学生以降の放課後等居場所事業のモデル実施に向けた準備について

これまで、区では、中学生以降の障害児が放課後等の時間を過ごす場を確保するため、放課後等デイサービスを提供する民間事業者が事業所の開設と安定的な運営を行えるよう、助成金交付等の支援を行ってきたところです。

一方、障害児の保護者からは、より多様な体験ができる新たな居場所を求める声が寄せられるなど、放課後等デイサービス以外の選択肢を増やすことが課題となっていました。

そうした中、区では、他自治体での取組状況等を調査するなど、関係課で具体的な検討を進めてきたところですが、このたび、スポーツや文化活動を行うことができる新たな居場所事業を、以下のとおり、区立済美養護学校で同校中学部生徒を対象としたモデル事業として実施することとしましたので、報告します。

### 1 概要

#### (1) 目的

中学生の障害児が、放課後等デイサービス以外にスポーツや文化活動等の多様な体験ができる機会を継続的に持つことで、社会性、自主性、創造性等を育み、生活の質を向上させることを目的とする。

#### (2) 事業内容

①実施方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・民間事業者へ委託する(プロポーザルにより実施事業者を選定)</li><li>・企画・調整を行うコーディネーターを配置し、地域で活動する団体等から講師を招き、各プログラムを実施する。</li><li>・活動には各生徒が手配した移動支援ヘルパーが付き添い、活動中の見守りや自宅までの送迎等を行う。</li></ul>
②実施場所	区立済美養護学校小学部特別教室棟(さくら校舎)のほか、学校の体育館、校庭、音楽室、図工室等の特別教室
③利用対象	区立済美養護学校の中学部生徒(対象:57名(令和6年度))
④利用料金	無料(別途、移動支援に係る費用は各生徒保護者が負担)
⑤活動内容	放課後や夏休み等の学校休業日に、スポーツや音楽、美術など3種程度のプログラムを設定し、各プログラムを月3回実施する(年100回程度≒3種目×月3回程度×12か月)。

#### (3) 補助制度

本事業は、障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」の日中一時支援事業として実施し、地域生活支援事業費等補助金(国費・都費)を活用する。

※国補助率1/2、都補助率1/4

#### (4) 今後の方向性

- 障害児の中学生以降の放課後等の居場所については、多様な体験ができる本居場所事業と、療育や長時間の預かり等に対応する放課後等デイサービス事業を、それぞれ充実を図りながら推進する。
- 本居場所事業については、モデル実施の状況を踏まえ、プログラムの種類や回数、区立済美養護学校以外の生徒への対象拡大、他地域への展開など、今後の拡充に向けて検討する。
- 放課後等デイサービスについては、夏休み等の長期休暇対応を含む支援時間の延長などについて一層の充実を図られるよう促進策を検討する。

## 2 今後のスケジュール（予定）

令和7年	7月	実施事業者の公募
	8月	済美養護学校小学部の特別教室棟（さくら校舎）の改修工事
	11月	実施事業者を選定
	12月～	実施事業者と各プログラムの調整
令和8年	4月	済美養護学校在籍児保護者に事業内容を説明
	6月	障害児の中学生以降の放課後等居場所事業のモデル実施開始